

青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条に規定する
免許状を有する者

第 1 0 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が
適当と認めたもの

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

放課後児童支援員の基礎資格要件の見直し（第10条関係）

改正後	現 行
放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u> (5)～(9) 略 (10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u>	放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5)～(9) 略

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。